

コロナによる家裁審理中止影響調査 緊急アンケート調査結果

回答期間：令和2年4月20日～4月23日
回答対象：当会会員及び当会関係者のうち、家裁審理中の方を対象
回答数：94件

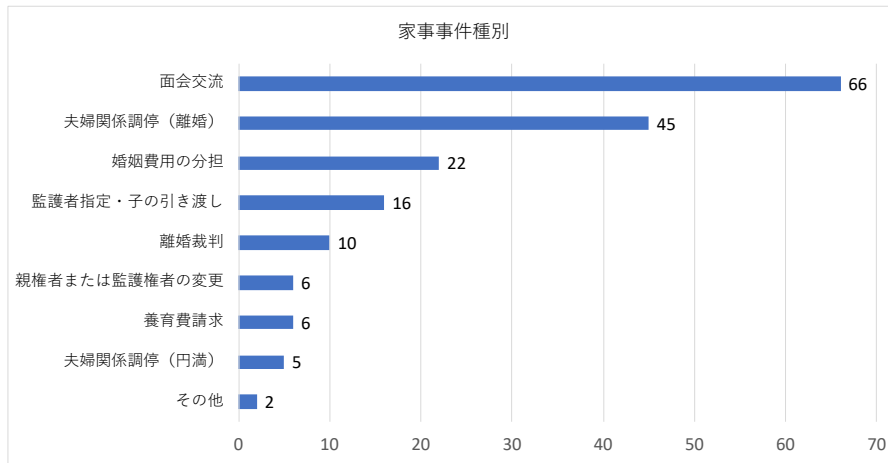
※その他回答については分類可能な回答を分類づけして集計

1. あなたの審理中の家事事件種別を教えてください。（複数回答可）

N=94

| 回答 | 件数 | % |
|---------------|----|-----|
| 面会交流 | 66 | 70% |
| 夫婦関係調停（離婚） | 45 | 48% |
| 婚姻費用の分担 | 22 | 23% |
| 監護者指定・子の引き渡し | 16 | 17% |
| その他：離婚裁判 | 10 | 11% |
| 養育費請求 | 6 | 6% |
| 親権者または監護権者の変更 | 6 | 6% |
| 夫婦関係調停（円満） | 5 | 5% |
| その他 | 2 | 2% |

○その他 親族間調整、審判前の保全処分



○一人あたりの事件種別数
最小：1件
最大：6件
平均：1.89件

全体の70%が、別居親と子どもが会う頻度を決定する「面会交流」に関する調停・審判事件。次いで、「夫婦関係調停（離婚）＝離婚調停」が48%を占める。

なお、一人あたりの事件種別数は平均1.89件で、複数種別の事件が取り扱われていることが分かる。なお、最大の方は6件で、内訳は「夫婦関係調停（離婚）」、「夫婦関係調停（円満）」、「面会交流」、「婚姻費用の分担」、「養育費請求」、「監護者指定・子の引き渡し」であった。

2. コロナや緊急事態宣言を受けて家裁審理はどのようになっていますか？（単一回答）

N=94

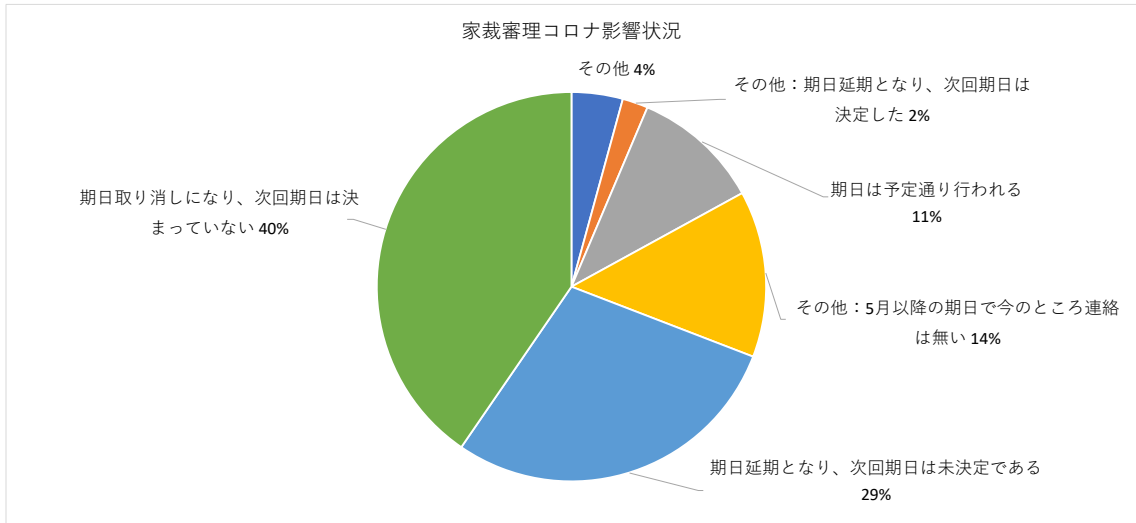
| 回答 | 件数 | % |
|------------------------|----|-----|
| 期日取り消しになり、次回期日は決まっていない | 38 | 40% |
| 期日延期となり、次回期日は未決定である | 27 | 29% |
| その他：5月以降の期日で今のところ連絡は無い | 13 | 14% |
| 期日は予定通り行われる | 10 | 11% |
| その他：期日延期となり、次回期日は決定した | 2 | 2% |
| その他 | 4 | 4% |

○その他○

他県にいるため、帰って来ないように言われ、弁護士のみ参加
福島県はわかりません。

審議の予定なし

鹿児島家庭裁判所より、審議延期についての意見を要求されている。しかし、相手側の一方的な要求で面会は停止されている。



コロナによる家裁審理中止により、次回期日が決まっていない2つの回答「期日延期となり、次回期日は未決定である」、「期日取り消しになり、次回期日は決まっていない」を合わせると、全体の69%の方が影響を受けていることが分かる。

「5月以降の期日で今のところ連絡が無い」方が居ることも考えると、コロナや緊急事態宣言が長期化すると更に影響が増すことが分かる。

2で「期日取り消しになり、次回期日は決まっていない」「期日延期となり、次回期日は未決定である」となった方にお伺いします。

3-1 現時点でお困りなことは何ですか？（複数回答可）

N=65

| 回答 | 件数 | % |
|-------------------------|----|-----|
| 面会交流が実施されない | 56 | 86% |
| 子供の安否が確認出来ない／生死の確認がとれない | 38 | 58% |
| 相手方と連絡をとることができない | 19 | 29% |
| 婚費・養育費が支払えない／受け取れない | 5 | 8% |
| その他：面会交流時間・回数が減らされた | 2 | 3% |
| その他 | 5 | 8% |

○その他○

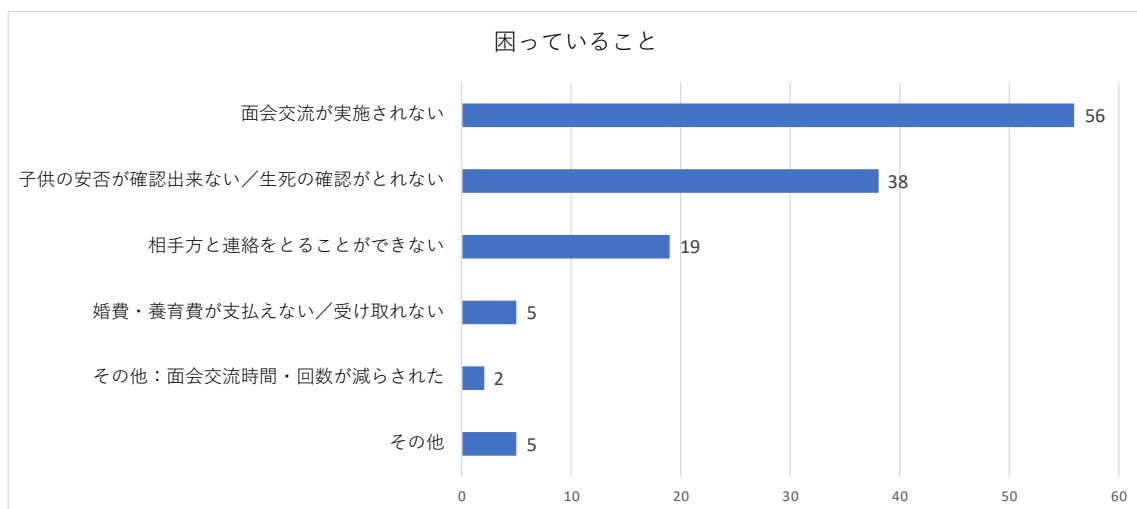
離婚裁判が円滑に進まない

いつまで続くのか

調停が実施できない

国外移送されている。

離婚裁判への移行が先送りになり、高額な婚費を払い続けるしかない状態。



コロナによる家裁審理中止により影響を受けた方の、86%の方が「面会交流が実施されない（＝子どもに会うことが出来ない）」状態にある。更に、半数以上の58%の方が「子供の安否が確認出来ない／生死の確認がとれない」状況になってしまっている。

その他の回答をみても、今後いつまで家裁審理中止が続くのか不安があることが分かる。

3-2 本状況が継続した場合に、どの程度の期間我慢できますか？（単一回答）

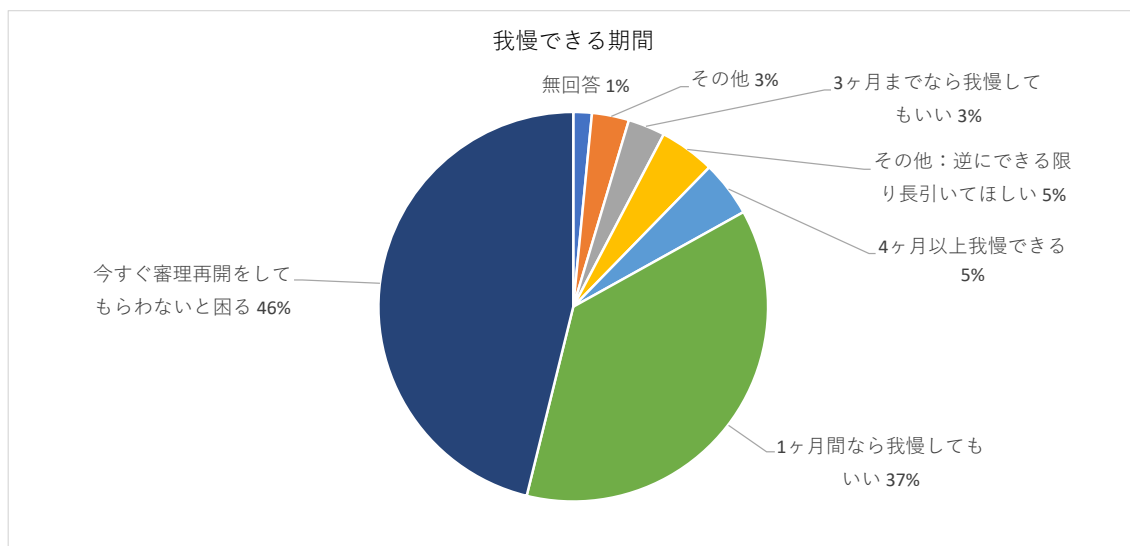
N=65

| 回答 | 件数 | % |
|--------------------|----|-----|
| 今すぐ審理再開をしてもらわないと困る | 30 | 46% |
| 1ヶ月間なら我慢してもいい | 24 | 37% |
| 4ヶ月以上我慢できる | 3 | 5% |
| その他：逆にできる限り長引いてほしい | 3 | 5% |
| 3ヶ月までなら我慢してもいい | 2 | 3% |
| その他 | 2 | 3% |
| 無回答 | 1 | 2% |

○その他○

ある程度の目処がほしい

面会交流が先延ばしになればなるほど、子供の片親疎外症候群が酷くなり面会が困難になる。



コロナによる家裁審理中止により、我慢できる期間は「1ヶ月間なら我慢してもいい」、「今すぐ審理再開をもらわないと困る」を合わせると83%を占め、大半が緊急性の高い審理であることが分かる。

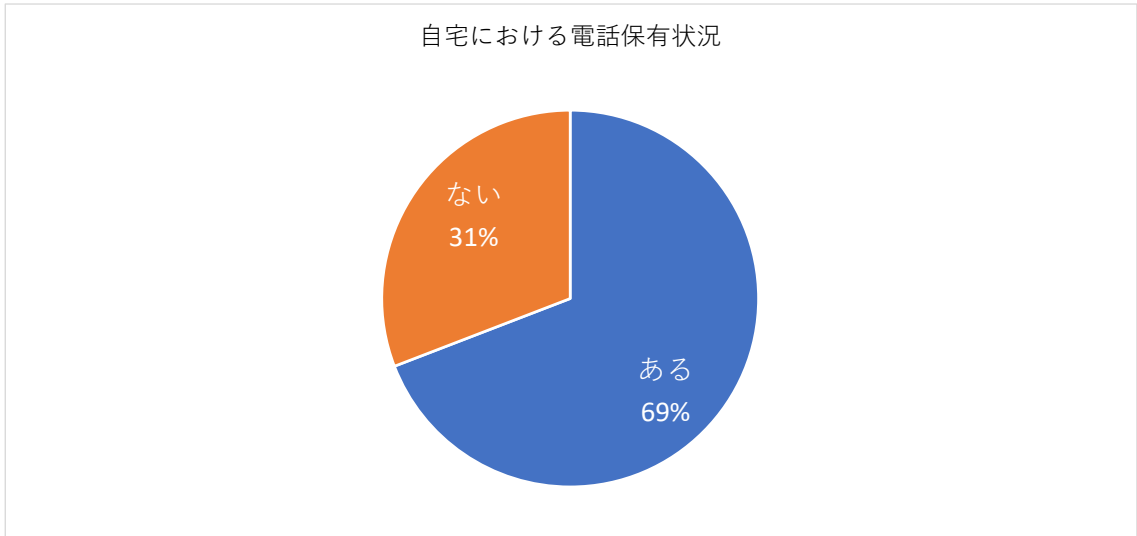
その一方で、「逆にできる限り長引いて欲しい」といった回答をされた方は、離婚が成立したら親子断絶が想定されることが理由として挙げられている。

家裁では電話会議による審理が行われているケースが既にありました。また、インターネット会議システムもコロナを機に急速に普及しています。そこで皆様の環境についてお伺いします。

4-1 電話会議を想定した場合、電話はご自宅にありますか？（単一回答）

N=94

| 回答 | 件数 | % |
|----|----|-----|
| ある | 65 | 69% |
| ない | 29 | 31% |

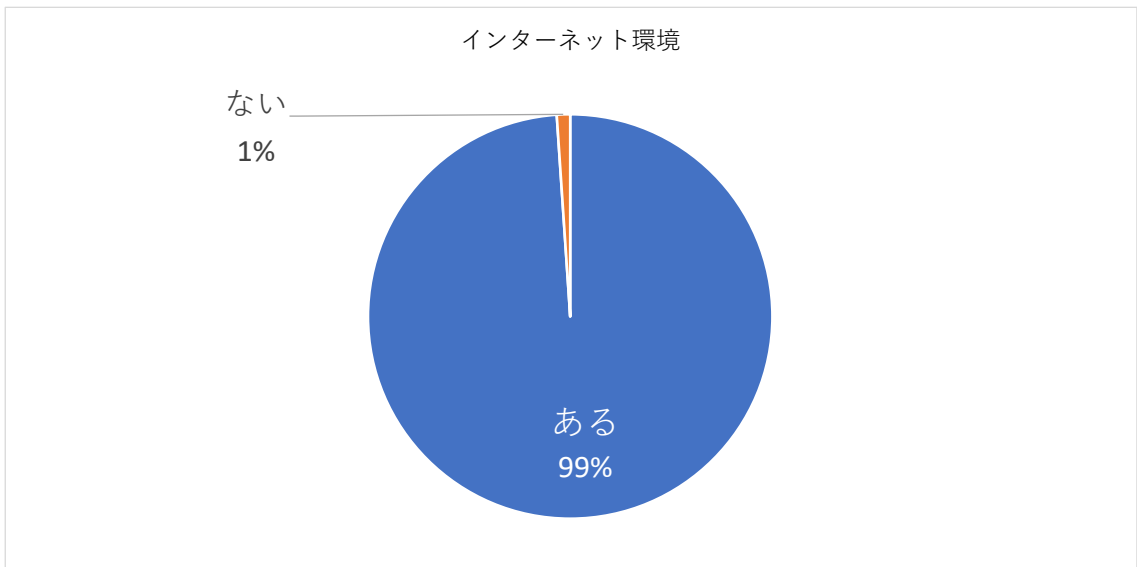


設問の意図は、自宅でスマホ、自宅電話区別なく、電話会議ができる状態を聞く意図であったが、割合を考えると自宅電話があるかどうかの回答となってしまった模様。設問意図が正しく伝わらなかった。

4-2 インターネット会議システムを使うPC・スマホ、インターネット環境は、ご自宅にありますか？（単一回答）

N=94

| 回答 | 件数 | % |
|----|----|-----|
| ある | 93 | 99% |
| ない | 1 | 1% |

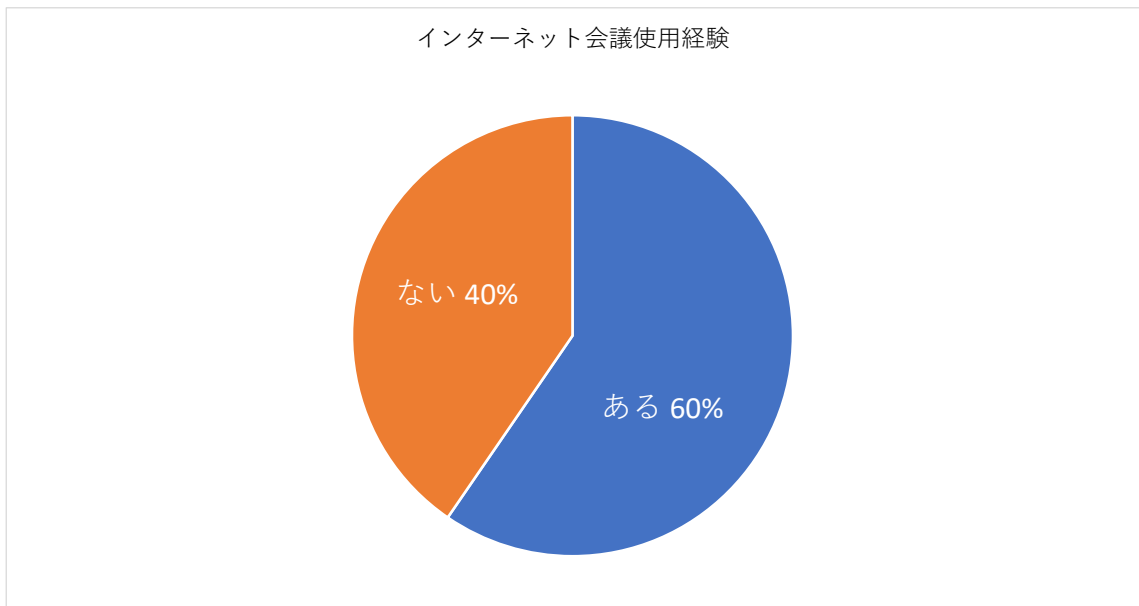


自宅でインターネット会議システムを使うための、PC・スマホ、インターネット環境を持つ方は1名を除き99%が保有。

4-3 既にZOOMなどのインターネット会議システムを使ったことはありますか？（単一回答）

N=94

| 回答 | 件数 | % |
|----|----|-----|
| ある | 56 | 60% |
| ない | 38 | 40% |



60%の方が既にインターネット会議システムを使ったことがあると回答。コロナによりテレワークが進んだことから、本割合は今後も上昇することが想定される。

5 最後に、今家裁期日中止によって困っていることや要望など、あなたの今の想いをお聞かせください。

N=94

| NO | コメント | コメント分類 |
|----|--|--------------|
| 1 | 相手方は意図的に先送りしているだけなので、コロナを悪用すべきではない | 子どもと別居親が会えない |
| 2 | 面会交流が中止になっていることが、問題ないという裁判官の発言が問題 | 子どもと別居親が会えない |
| 3 | 婚姻関係の特別抗告なので今のご調停関係ありませんが面会はできておりません | 子どもと別居親が会えない |
| 4 | とにかく、1日でも早く子供に会わないと、合わない時間だけが過ぎていく。時間は巻き戻せない。 | 子どもと別居親が会えない |
| 5 | ただでさえ遅々として進まず、もう1年も子に会えていない状況が、更に相手方(母)に子を会わせない口実としてコロナを用いられ長引かされるのは看過なりません。コロナでも、親子が顔をあわせるのは当然でしょう。相手方が日々四六時中、子と顔をあわせているのが認められ、平等に親権を有している父が顔も見れないのは、愚の骨頂としか言わざるを得ない。 | 子どもと別居親が会えない |
| 6 | 子供達に会いたい | 子どもと別居親が会えない |
| 7 | 面会交流をコロナウィルスのせいにされ、実施されてないのは困る。 | 子どもと別居親が会えない |
| 8 | 子供との面会交流の約束がはっきりしない | 子どもと別居親が会えない |
| 9 | コロナを理由にあわさなくまたされそうです | 子どもと別居親が会えない |
| 10 | 妻が孤を連れ去っています、そして、我が子の現状を一切話してくれませんが、婚姻費用の振込、児童手当の振込、我が子への贈り物の送付、我が母親からの贈り物の送付、一切お礼も無し。我が子の安否さえ触れません。ただ、別れてくださいとだけ。別れたくない私はどこにも怒りをぶつけることも愚痴も言えません。本気で自殺しようになります。我が子を想うと踏みとどまります。その繰り返しです。調停員の先生方の意見が頼りなのです。ですから、命がかかっています。一日でも辛い想いをしています。地獄です。 | 子どもと別居親が会えない |
| 11 | 子供と会えなくなり、悲しい。 | 子どもと別居親が会えない |
| 12 | コロナ禍に不安を抱える子ども達にとっても、別居親との毎週のような交流は不可欠であることを家裁・法務省・厚生省が同居親に強く要請すべき。 | 子どもと別居親が会えない |
| 13 | 子供たちの休校以外に心配はありません。事有る事に、子供たちを盾にとって交渉されて来ましたが、大人同士と親子関係は別問題でしょう。会えていない、近況が全くわからない子供たちのストレスだけが心配で仕方ないです。 | 子どもと別居親が会えない |
| 14 | コロナを理由に面会交流を停止されている | 子どもと別居親が会えない |
| 15 | こういう時期だからこそ、セイフティネットとしても、子どもには両方の親からの庇護を受ける権利があると強く思います。 | 子どもと別居親が会えない |
| 16 | 面会カードを引っ張られ困っています | 子どもと別居親が会えない |
| 17 | 我が子に会えなくて緊急事態宣言です！ | 子どもと別居親が会えない |
| 18 | 2019年●月に子どもを突然夫に連れ去られました。以来、私がかいた子ども宛のメールも、手紙も、夫に妨害されて、子供に渡っておらず、子どもに直接連絡がとれません。勿論、面会も夫に妨害されて実現できずに、今に至っています。コロナを口実に家裁が期日中止にされている間に、子どもは刻々と成長し、変化します。夫が、別居親である私を、こき下ろす期間が長くなることで、子どもへの洗脳の度合いも強化してしまいます。子どもにとっての1ヶ月、3ヶ月は、成人における時間とは全く比べ物にならないほど、時間の意味に差があることをぜひ考慮していただき、家裁を即座に再開していただきたいです。 | 子どもと別居親が会えない |
| 19 | 子供の生活実態が見えずに不安。コロナを理由に親権変更が認められなかったり面会交流の拒否が正当化されたり審判に影響が出ないか不安。 | 子どもと別居親が会えない |
| 20 | コロナウィルスの危機が何ヶ月、半年またはそれ以上長引く可能性があるが、子供を犠牲にしないでほしい。 | 子どもと別居親が会えない |
| 21 | 娘に会えず苦しんでいます。婚姻中で共同親権中のはずが、なぜこのような思いをしなければいけないのでしょうか？ | 子どもと別居親が会えない |
| 22 | コロナ関係で延期は仕方がないが、親子交流で不要不急は存在しない。家庭裁判所はもって一人の親と子供が断絶されていることがとても異常であること。子どもの連れ去りは犯罪で拉致であることを理解しなければならない。いくら日本では最初の連れ去りを裁かれなければならずと認認されているだけで、何をやってもいいとは言えない。断じて親子断絶はDVであることを家裁は司法はもっと認識してほしい。そうでないこの様な残酷な親子断絶は無くならない。欧州ですでに連れ去りは犯罪。欧州から批判されていて日本は恥ずかしくないのですか？早く共同親権・共同療育を。 | 子どもと別居親が会えない |
| 23 | とにかく子供に会えない期間が延び疎遠期間が長引くにつれ、益々交流再開のハードルが上がってしまう。高額な婚費だけが確定している状態なので、先方(妻側)にとって一方的に有利な時間が流れている。 | 子どもと別居親が会えない |
| 24 | 子どもの国外移送をされ、今後の生存確認ができない。裁判所も相手がいなくてもかわらず、継続する意向。 | 子どもと別居親が会えない |
| 25 | 延期になった調停は交流内容拡充のための調停(2回目)なので面会交流への影響はない。前回取り決めた月1回1時間支援者付添の屋内面会交流はコロナを理由に延期継続。2か月連続で中止となり、今月も中止懸念。別居親を感染者扱いするのは止めて欲しい。 | 子どもと別居親が会えない |
| 26 | 息子はコロナ感染リスクの高い義父と相手方の実家で暮らしています。4月から幼稚園なのですが、どの幼稚園なのか相手方は開示してくれません。昨年●月に息子を連れ去られ別居。昨年●月に実現した面会は月に一回だけ4時間。3月までは会っていましたが今回のコロナ影響で外出自粛のある中、こちらから会いたいとは言えず。相手方弁護士からは何の連絡もありません。世界にただ1人の父親であるのに、会うことすら許されず。世の中で一番大切な息子と会えずにこのまま時が経っていくのは地獄しかありません。世の中から父親という存在が抹殺される恐怖に日々慄いています | 子どもと別居親が会えない |
| 27 | 子供連れ去り別居により、拉致されている状況であるが、コロナから命を守るためなどともっともらしい理由で、面会交流の中止、子供に会わせないことが正当化されている。さらに同様の理由により調停延期を打診されているが、子供の監護の在り方について早急に話し会いたい。自分の命がもたないかもしれない。 | 子どもと別居親が会えない |
| 28 | 調停1年を経てようやく先月から定期的な面会交流が始まったばかりでした。子どもにも、「またすぐに会えるからね」と約束していたので、今の状況は非常に残念です。私は完全に在宅勤務となり、外出も必要最低限の買い物以外は自粛しています。面会交流の待ち合わせ場所にも車で移動予定でしたがで感染リスクは非常に低いです。諸外国ではロックダウンの状況下でも親子の交流は不要不急ではないとの判断で継続されているとも聞きます。新型コロナウイルスの影響で子どもの心も心配です。ストレスも増えているでしょうから、今こそ父親と母親が協力すべきと考えます。 | 子どもと別居親が会えない |
| 29 | 相手によるコロナ理由による面会交流の引き延ばし。電車でなく、車でくれば足るのに。 | 子どもと別居親が会えない |
| 30 | 子どもたちに早く会いたいです。3年で2回、1時間ずつしか会っていません。 | 子どもと別居親が会えない |

令和2年4月27日

| NO | コメント | コメント分類 |
|----|--|-------------------|
| 31 | 面会が無くなるのは本当に困ります。だから単独親権は人権侵害だと思います。 | 子どもと別居親が会えない |
| 32 | 面会交流日が決まらない。(コロナを理由に引き延ばされている) 婚姻費用だけ請求される。 | 子どもと別居親が会えない |
| 33 | 裁判や面会交流は不要不急の外出ではない。宴会などとまったく違う！調停が長引くことは子どもを連れ去った妻側のいい時間稼ぎにしかならず、今子どもと交流が中断されることで、子どもを引き離された父親との父子関係再構築や子どもの健全な心身の発達に悪影響をきたす。子どもを連れ去った妻とその弁護士にとって面会交流中止にするいい口実になっている。 | 子どもと別居親が会えない |
| 34 | 相手方の都合で審判を破棄され、面会交流を中止され、もう10ヶ月、さらにコロナで遅々として進まない。相手方は兎りに虐待観察対象になっており、子ども達の安否すら確認できない。これは耐えがたいものがある。 | 子どもと別居親が会えない |
| 35 | 相手と連絡も取れず安否もわからないので、一刻も早く実施してもらいたい。ましてや、1度、面会交流が月2回と決められているにもかかわらず、其れも無視している相手を容認している事もおかしいと思います。このままだと、もし、子供がコロナで亡くなったら遺体にも会えません。 | 子どもと別居親が会えない |
| 36 | 面会交流は、非常事態宣言中は、少なくともとの面会を、相手方拒否します。2～3年 | 子どもと別居親が会えない |
| 37 | 面会交流審判に移行しようとしていた最中なので、何も決まらないまま延々と時が流れてしまい、子供が別居親の居ない日常に慣れていってしまうのが怖い。 | 子どもと別居親が会えない |
| 38 | 子供に会う日を決められない | 子どもと別居親が会えない |
| 39 | とにかく子供が心配。家裁には子供目線での実務を切に願いたい。 | 子どもと別居親が会えない |
| 40 | 子供と会いたい。7年間全く会っていない。どこにいるかもわからない。 | 子どもと別居親が会えない |
| 41 | 4年半も父子交流が途絶えており、ただただ憤りが募る | 子どもと別居親が会えない |
| 42 | 子供への八つ当たりが心配。 既に娘への発達障害をしようとしているが心療内科には201●年●月●日診断書後、●ヶ月後の●月●日に受診？コロナパニック中にわざわざ人の集まる療育センターに連れて行ったりと子供の福祉とは全く的外れ。 代理ミュンヒハウゼ症候群をこの引きこもり状態では子供が危険であるので面会する必要がある | 子どもと別居親が会えない |
| 43 | 親子の交流は不要不急ではないので、かかる状況下でも実施されるよう国もメッセージを出してほしい | 子どもと別居親が会えない |
| 44 | 会えて無い親子などの子供の心に大きな影響のあるものは何とかならないかと思う | 子どもと別居親が会えない |
| 45 | 息子に会えないこと | 子どもと別居親が会えない |
| 46 | 子供に一日でも早く会いたいです | 子どもと別居親が会えない |
| 47 | 私は医療職ですが、以前は東京などに集まって行っていた臨床試験等の定例会議も、今は普通にインターネット会議で行っています。一般企業でも同様だと思います。 裁判所がインターネットを積極的に利用しないのなら、親子断絶のような家庭裁判所が扱う事件の緊急性、重大性は、一般企業の会議以下だと裁判所は考えているといえるでしょう。それを聞いてくださるべきだと思います。 | リモート裁判の実現 |
| 48 | 勤務先では、当たり前前に電話会議を実施している。 今回の延期は、家裁の怠慢のように、感じる。 | リモート裁判の実現 |
| 49 | テレビ電話システムなど、裁判所のIT化を望みます。 | リモート裁判の実現 |
| 50 | コロナの影響はいつまで続くかわからないのでそれを口実にしていたらいつまでも話が進まない。オンラインで調停を実施すべきだと思う。 | リモート裁判の実現 |
| 51 | デジタル化を早急に | リモート裁判の実現 |
| 52 | 警察はやっているのに家裁が業務縮小するとは社会的存在の大きさをわかっていない。 スピード感が必要なときに担当者が在宅で連絡が取りづらい。 文書やFAX、メールのやり取りを含めて、世間並みにコミュニケーション環境を整えてほしい。 しかも調停や審判自体が延期になるとは言語道断である。 | リモート裁判の実現 |
| 53 | 電話会議による審理は、知人が行っていました。まったくもって可能です。あとは、家裁が問題解決に誠意をもって迅速に取り組む姿勢があるかどうかです。 | リモート裁判の実現 |
| 54 | 私にとってデメリットしかない。 私に会えない事で子どもは不安になってると思います。 審議延期をしないで、色々な媒体を使って審議をしてほしい。 | リモート裁判の実現 |
| 55 | 中止になる事で相手は事が進まないでメリットしかない。 子どもは、自分に会えない事で不安を感じてると思う。子どもの為にも、様々な媒体を使って、審議を中止しないでほしい | リモート裁判の実現 |
| 56 | 1カ月程度ならやむを得ないと思いますが、長引く可能性もあるので、中止の間の、pcなどのリモート調停などの対策を検討してほしい | リモート裁判の実現 |
| 57 | 電話会議による調停を可能にしてほしい。 | リモート裁判の実現 |
| 58 | 家裁はそのような努力を一切せず一方的に調停を打ち切っていますが、民間のスーパーやコンビニのレジは透明ビニールシートで防衛して営業しており、家裁だけが上記のような対応をできない合理的な理由はありません。そのような努力を一切せず一方的に調停を取り消すとは、これ以上無い怠慢です。 子どもに会えない事で自死を選ぶ親は、一説によると5%と言われており、これを不要不急として取り消した具体的理由・法的根拠を明示いただきたい。 | 裁判実施の工夫による早期の審理再開 |
| 59 | 面会交流は後から補充できるものではないので、一刻も早い審理をお願いしたい。 | 裁判実施の工夫による早期の審理再開 |
| 60 | コンビニやスーパーのようなビニールシートを張れば調停できると思うが、なぜ何もせず一方的に取り消してしまうのか分からない。怠慢そのものだと思う。 | 裁判実施の工夫による早期の審理再開 |

| NO | コメント | コメント分類 |
|----|---|----------------------|
| 61 | 無期限に延期するのではなく、早急に対策を取るべきである。 | 裁判実施の工夫による早期の審理再開 |
| 62 | 子供の人權に対する日本の司法は腐っています。裁判所は休んでいる場合は無いです。 | 裁判実施の工夫による早期の審理再開 |
| 63 | 行われるか否か、1ヶ月を切っても連絡はない。行われることが良い事だが逆だと困る。 | 裁判実施の工夫による早期の審理再開 |
| 64 | 早く業務を再開して裁判を行ってほしい。 | 裁判実施の工夫による早期の審理再開 |
| 65 | 日本は一刻も早く、DV制度の悪用対策と共同親権への法改正が必要である。各方面からの取材に応じます。当該制度及び法律の改正に向けて、断固戦います！進行中の被害当事者として。 | 家事司法そのものの改革 |
| 66 | 1：調停が取消しになり、いつ再開するか決定しないので、不安であるし、最低限 該当者には正式に文書等で送付されるのべきであると思う 2：このような緊急事態宣言の中 子供がいるケースの場合、最低限 子供が元気でいるのか確認、連絡をとれる手段、方法を考えて欲しい 3：コロナウイルス対応を通じて、改めて日本の政治家の対応、法律等 遅すぎ、上から目線での対応が明らかで今 まさに見直し、共同親権導入等 グローバル標準で対応するべきであると訴えていくいい機会だと思う。 | 家事司法そのものの改革 |
| 67 | 拉致司法を改善してほしい | 家事司法そのものの改革 |
| 68 | この期を利用し、連れ去り側の独占上になっており、子どもの意志が全く尊重されない状況下の為、少しでもその問題の解決に迎えればと存じます。 | 家事司法そのものの改革 |
| 69 | 調停は連れ去り母親の言いなりになって父親の言い分を全く聞き入れない | 家事司法そのものの改革 |
| 70 | テレビ電話の面会交流は仕方ないが相手が電話が切れたらかけ直しは行わず交流終了と言われている。 | 家事司法そのものの改革 |
| 71 | 離婚調停が長期化することにより離婚が延期になるとともに婚姻費用がかさむ。また相手方が、コロナの感染拡大防止と婚姻費用の請求をダシにして、子との面会交流拒絶が継続することを助長する。 | コロナによる減収と養育費・婚姻費用の増加 |
| 72 | ボーナスカット、給料削減が予想されるなか、昨年度の年収ベースで養育費が確定しそう。やっつけけるのか不安になる。 | コロナによる減収と養育費・婚姻費用の増加 |
| 73 | 離婚調停が進まず、婚姻費用の負担額増え続ける | コロナによる減収と養育費・婚姻費用の増加 |
| 74 | 中止になることで、婚姻費用を支払う期間がどんどん長引いて生活を圧迫している。せめて、コロナの期間だけでも婚姻費用の支払いを停止するようにしてほしい。 | コロナによる減収と養育費・婚姻費用の増加 |
| 75 | 何の根拠もなく婚姻費用を上げられたら誰も払う気はなくなる。日本を出て行かうかと本気で考える。 | コロナによる減収と養育費・婚姻費用の増加 |
| 76 | 監護の実績が積まれる | 監護実績が積まれ親権判断に不利益 |
| 77 | これで相手方の監護実績が延びることは許せない。また、子供との面会もできず子供の最善の利益とは明らかに反している。 | 監護実績が積まれ親権判断に不利益 |
| 78 | 子供の連れ去り別居をされており、監護実績を積まれることを憂慮しています。 | 監護実績が積まれ親権判断に不利益 |
| 79 | 審理最終後は後通知のみだったのに取消の意味がわからない。自分は高裁の審判で、家裁では自分に監護権をとという審判が下ったが、妻が抗告した関係でここまで続いてしまっているのに期日取消でどうなるかわからなくなってしまっている。これで現状維持の原則で妻になったら司法の崩壊としかいえない。 | 監護実績が積まれ親権判断に不利益 |
| 80 | 連れ去り後の相手方の監護期間が長くなり、監護権審判で継続性の原則を適用されるおそれがあること。 | 監護実績が積まれ親権判断に不利益 |
| 81 | 弁護士が双方についているので、調停を待たずに話し合うことができるはず。なかなか動こうとしない。特に相手方の弁護士が真摯な対応をしないことが不満。 | 弁護士同士の話し合い |
| 82 | 調停ができないのであれば弁護士同士で話し合ってください。 | 弁護士同士の話し合い |
| 83 | 私は離婚調停なので先延ばしになる方が良いが、面会交流調停が中止になっている人達については一刻も速く実施して欲しい。 | 長引くことが良い |
| 84 | 長引くことが良いケースもあります | 長引くことが良い |
| 85 | 私の場合、家裁のものではありませんが、FPICが何らの代替手段も用意することなく3月中旬から5/6迄の閉鎖を通過してきたため、面会交流が出来なくなっています。それに対してせめて子供とのビデオ電話をお願いしますと要望を伝えたと、『やるつもりはない。嫌なら他を当たれば良いのではないですか?』と足元をみたような対応をされました。公益法人を名乗りながらこの未曾有の時代において何も打開策を講じようとしないうつさげに憤慨しています。FPIC担当者は家裁からの天下りが多いと聞きますので、司法業界の体質だと思います。ぜひ地続きの問題として扱っていただければと思います。 | その他 |
| 86 | 子供の状況が辛い。 | その他 |
| 87 | 中止には、広島最高裁はなっていないようです。 | その他 |
| 88 | コロナですべてリセットされれば良い。 | その他 |
| 89 | 特になし | その他 |
| 90 | なんとも言いようがない。 | その他 |
| 91 | 離婚となれば確実に親権を奪われるだろう追い出され別居親です。この状況は、余命宣言を受け延命治療中という感じです。命のあるうちに治療法が見つかる見込みは少なく、病が進行すれば死に近づき、停滞すれば少しだけ長く生きられるけど結論を早く同居親にどんな悪影響を及ぼすかも心配。申し訳ありませんが、こんな中途半端な回答しかできません。 | その他 |
| 92 | 特になし | その他 |
| 93 | 係争中であるという大きなストレスが生じる状況において、終わりが見えない不安定な精神状態が続いています。面会交流も滞る中、不安が増大しています。 | その他 |
| 94 | 暫くはやむを得ない | その他 |

フリーコメントで回答を得たものを、分析担当者にて分類付けした。

○子どもと別居親が会えない 46件 (48%)

半数近くの方が子ども別居親とが会えないことをコメントに記載頂いた。コロナによる審理中止により更に子どもたちと会えなくなる現状に対しての切実な想いが記述されている。
今後、審理中止が長引くことにより、子どもと別居親とが会えなくなる期間が長引くことが予見される。

○リモート裁判の実現 11件 (11%)

家裁審理においても既に電話会議を使用していた方もいっしょり、また民間企業においてもコロナによりリモートワークをする方が増えたことを受け、インターネット会議システムなどを使用したリモート裁判実現に関する意見が挙がった。

○裁判実施の工夫による早期の審理再開 7件 (7%)

スーパーやコンビニにおいても、工夫して業務を継続している。同様に家裁においても工夫をすることで早期に審理再開要望をする意見が挙がった。

○家事司法そのものの改革 6件 (6%)

虚偽DV、連れ去り容認、離婚後単独親権といった、日本の家事司法制度の改革に関する意見が挙がった。

○コロナによる減収と養育費・婚姻費用の増加 5件 (5%)

2019年12月に養育費・婚姻費用の算定表が見直され、上昇になった。そして、コロナを受け別居親の本年度の減収が見込まれる中、昨年度の年収ベースで養育費・婚姻費用が決定してしまいそうなことに対して不安を感じる意見が挙がった。

また、審理中止が長引けば、既に決定している高額な婚姻費用を払い続けなければいけない不安が挙がった。

○監護実績が積み親権判断に不利益 5件 (5%)

家裁の監護権・親権判断は、監護の継続性を重視する「継続性の原則」がある。コロナによって期日中止になることで、同意のなき監護継続が行われ、そのことを実績として家裁が判断する不安が挙がった。

○弁護士同士の話し合い 2件 (2%)

家裁が期日中止とするならば、弁護士同士で話し合えば良いという意見が挙がった。

○長引くことが良い 2件 (2%)

家事案件によっては、長引くことが良いという意見が挙がった。

○その他

その他の中でも特徴的な意見として、面会交流支援を行うFPICがコロナ影響により面会交流支援を中止しているコメントが挙がった。家裁が期日中止をしているのと同様にインターネット会議等を利用した面会交流支援を行うことを要望したが、FPICは拒否した旨が記述されている。